

ひとり親への支援

児童扶養手当

母子または父子家庭のひとり親、ひとり親である母親や父親に代わる児童の養育者のほか、児童を養育し配偶者が重度の障がいにある方で、所得が一定額未満の方に支給されます。支給対象は18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある児童。また、児童が特別児童扶養手当を受給できる程度の障がいにある場合は、20歳に達するまで対象となります。

▽支給額(令和4年4月1日現在)		
●全部支給	月額	43,070円
●一部支給	月額	10,160円～43,060円
2人の場合	全部支給	10,170円を加算
	一部支給	10,160円～5,090円を加算
3人目以降	全部支給	1人増えるごとに6,100円を加算
	一部支給	1人増えるごとに6,090円～3,050円を加算

●問合せ 子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021 (いきいき4・6 2階)

ひとり親家庭等医療費助成制度

母子(父子)家庭の母(父)と扶養されている18歳未満の子どもを対象に助成します。また、両親がいない(死亡・行方不明など)、父または母が重度の障がいにある場合も対象となります。

※子どもが18歳に達する年度の末日まで対象となります。なお学生等で親に扶養されている場合は、申請により20歳に達する月の末日までとなります。

区分	助成内容
3歳未満の子どもおよび住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> *保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)をご負担いただき、それ以外を助成します。 *母(父)は、入院のみ助成対象となります。
住民税課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> *保険診療の自己負担額のうち、1割をご負担いただき、それ以外を助成します。 *母(父)は、入院のみ助成対象となります。

※所得制限があり、受給者及び扶養義務者の所得が限度額を超過した場合は対象とはなりません。

※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」及び「世帯全員」が町道民税「非課税」である世帯。

※負担したお子さんの医療費は、子ども医療費の助成対象となる場合があります。(詳細P.11)

注1) 1ヶ月の一部負担額が一定の限度額を超えた場合は、払い戻しを受けることができます。

注2) 日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の制度の助成を受けられる場合は対象外となります。

●問合せ 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

その他の母子・父子福祉事業

名称	内容	申込・問合せ先
母子家庭および父子家庭 自立支援給付金	<p>〔自立支援教育訓練給付金〕 母子家庭の母等の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、終了した場合、経費の約20%(4,001円以上で10万円以下)が支給されます。</p> <p>〔高等職業訓練促進給付金等〕 母子家庭の母等が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で、修行する場合等に支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものです。</p>	母子家庭等就業・自立支援センター ☎0143-83-7047
母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの就学などのために、無利子または低利子で各種資金の貸し付け相談を受けています。	子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021 (いきいき4・6 2階)